

令和4年第3回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和4年3月29日 (火)
招 集 の 場 所	日進市役所北庁舎2階 会議室、北庁舎1階 会議室 (リモート開催のため2会場)
開 会	令和4年3月29日 (火) 14時58分
出 席 委 員	<p>会長 6番 市川 豊 会長 総計 17人</p> <p>委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員</p> <p>推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員</p>
欠 席 委 員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 増田 成美</p>

付議事項	議案第1号 議案第2号 議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農業経営改善計画書について（別冊） 日進市農用地利用集積計画について
	専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について
	その他	生産緑地のあっせん願いについて 公共転用届について

<p>開会</p>	<p>(14:58)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和4年第3回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和4年第3回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に1番の和田 義雄 委員と、3番の萩野 淑子 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>5番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>5番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進保健センターから北に約100メートルの位置に所在し、現況は田で、作付けはされておらず、面積は4筆合計で5,283㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和3年11月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題として諮った案件で、農用地区域からの除外手続中です。</p> <p>申請者は、令和元年9月に法人設立し、現在日進市内で保育事業を行っています。</p> <p>子どもたちの学べる環境や、職員の働く環境の改善、及び、認定こども園の必須要件となっている子育て支援を充実させることなどを考えると、現在の施設では不十分なところがあり、新規施設の候補地を探していました。</p> <p>日進市内で候補地を選定しましたが、市街化区域には問題を解決するために必要なまとまった土地がなく、市街化調整区域においても、平たんかつある程度の面積を有する土地となると、当該土地の他に適地はありません。</p> <p>申請地の土地所有者より、関係許可の取得を条件に譲っても良いとの承諾を得ることができ、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は現在の園からも近く、令和2年度に日進市内に5,945人いる0歳児から5歳児のうち、申請地近隣の地域に1,441人の該当者がおり、認定こども園の需要は十分にあると思われれます。</p>
-----------	---	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>現在の施設は、園舎移転が軌道に乗り次第、土地所有者に返還する予定です。</p> <p>申請地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われま</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、申請地北側の排水路へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま</p> <p>続いて、6番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、北小学校から北東に約360メートルの位置に所在しており、現況は田で作付けはされておらず、面積は1,028㎡です。</p> <p>申請者は、令和2年に成立し主に解体や土木工事業を営んでいます。</p> <p>現在、各車両を貸駐車場等に駐車していますが、土地所有者より返還を求められており、新たに駐車場を確保する必要があり土地を選定したところ、申請地の土地所有者より申請地を使用しても良いとの承諾を得ることができたため、今回の申請に至りました。</p> <p>排水については、周囲をコンクリートブロックで囲い、雨水は自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま</p> <p>5番と6番の案件について、事務局に補足説明を求め</p> <p>受付番号5番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は認定こども園を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金を活用します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年8月1日から令和5年3月31日までに完了する計画です。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申</p>
--	----------------------	--

		<p>請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて、受付番号6番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年5月1日から令和4年8月31日までに完了する計画です。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>5番について、現況が作付けされていないとのことだが現状も作付けされていない状況か。</p> <p>3年程前から作付けはされていません。</p> <p>6番について、転用目的が駐車場だが、本社から申請地</p>
	議長	
	委員	
	事務局	
	委員	

事務局	<p>まで距離が離れているがどのような利用をするのか。</p> <p>従業員が自家用車で申請地に向い、事業で使用する車に乗り換えて現場に向かいます。</p>
委員	<p>現在は、本社のある市町村で3か所程度に分けて、点在于して駐車していますが、事業の効率化のため、1か所にまとめる計画です。</p>
事務局	<p>例えば申請者が、数年後に建物を建築したいといった場合、可能になるのか。</p>
委員	<p>可能になる場合があります。</p> <p>今回の農地転用で登記地目を農地以外の地目に変更した場合、それ以後の手続きについて農地法は必要ありません。</p> <p>都市計画法上で建築の要件を満たす場合、建物を建築できる可能性はあります。</p>
事務局	<p>住宅の建築は可能性がないか。</p> <p>今回の事業者が住宅を建築するのは難しいと思われます。</p> <p>事業者が、事業を行うことが困難になり、所有権移転して所有者が変わった場合、その新しい所有者が調整区域に住宅を建築する要件を満たす場合は可能性があると思われます。</p>
委員	<p>5番について、現在の施設での運営をやめなければいけないのか、現在の施設と申請地での運営どちらも可能なのか。</p>
事務局	<p>事業計画として現在の施設では、建物や駐車場の規模が不足しており、代替地を探した経緯があるため、現段階では今回の申請地での運営のみにすると聞いています。</p>
委員	<p>行政から、現在の施設をやめなければならないといったような指導はないのか。</p>
事務局	<p>行政の決まり上、継続が困難になったというわけではないため、行政からの指導はしておりません。</p>
委員	<p>現在の施設と今回の申請地どちらでも運営してよいということか。</p>
事務局	<p>どちらも運営しても良いかどうかはこちらではわかりません。</p> <p>今回の申請地については、建設費に関して国の補助金の</p>

	<p>交付を受けると聞いており、認定こども園の施設に関しての市の計画の中では、数や規模が過剰にならないように、必要なものであるとの判断の下で補助金の交付する流れで進んでいます。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>完成予定はいつになっているか。 工事計画としては、令和5年3月31日までになっています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>6番について、今年許可を受けて数年行ったあと宅地販売等を行うのは違法ではないか。 宅地販売等を行うことについては違法ではないですが、市街化調整区域であるため、市街化区域よりも規制は厳しくなっています。</p>
<p>議長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
<p>議長</p>	<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号を上程。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局に説明を求める。</p>
	<p>農業経営改善計画認定申請について、2件の申請があります。 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者の経営改善の計画を市の基準・方針に照らし合わせて認定をするものです。 この計画の認定を受けた農業者が認定農業者となります。 市町村で認定をしますが、事前に農協や愛知県の農業改良普及課、農業委員会などの関係機関に意見を求めた上で認定を行っています。 Aについて、前回の認定から5年が経過し、再認定を行うための申請です。 改善計画について、営農類型は施設野菜です。 今後、ハウスの環境データの蓄積や活用により収量の安定化と集品率の向上、加工品等の販売アイテムを増やすことにより、経営の改善を行っていくものです。 Bについて、昭和49年に設立し、名古屋市に本社を構</p>

	<p>えている肥料製造を主な目的とする法人です。</p> <p>日進市内では、平成29年に利用権設定をして農業参入をしています。</p> <p>現在は岩崎町を中心に約2haの畑作を経営しており、今後も更なる経営面積の拡大と、設備投資の際の制度資金の活用を視野に入れ、認定申請に至りました。</p> <p>営農類型は露地野菜です。</p> <p>経営改善の主な内容としては、規模の拡大が中心となっています。</p> <p>同時に機械化を進めながら、収量の向上と効率化を図ります。</p> <p>今後は、観光農園を開設するなどして、自らの生産物の周知とブランド力を高めることで農業経営の改善を図る計画になっています。</p> <p>いずれの経営体も市で良好な経営を行っているとは判断をしており、今後も更なる成長と規模拡大が期待できると考えています。</p>
議長	<p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員 事務局	<p>農業は日曜日のようなカウントはあるのか。</p> <p>休日という考え方はありません。</p> <p>労働時間は、作業に従事している延べの時間になっています。</p>
委員 事務局	<p>農閑期に休み、春夏などに作業を行うということか。</p> <p>作型や経営の内容によっても変わってくると思われます。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議案第3号を上程。</p>
議長 事務局	<p>事務局に説明を求める。</p> <p>(議案内容説明) 新規案件4件</p>
議長	<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>

委員	8番について、市外の遠方の人が利用権設定をするとのことだが、通作するのに問題はないか。
事務局	現在、利用権設定を行う場所で他の農業者の手伝いとして主体的に1年間農作業に取り組んでおります。その状況を確認し、問題ないとの判断に至りました。
委員	10番について、面積が広いが一人で耕作を行っているのか。
事務局	また、15番について遠方の人だが、問題ないのか。 10番の案件については、何名で行っているかの把握はしていません。 経営作目が水稲になっているため、無理はないと思われます。 15番について、更新案件となっており概ね適正に耕作されているため、問題ないと思われます。
委員	都市近郊型農業とは何か決まりがあるか。
事務局	都市近郊型農業で決まった定義があるかは把握していませんが、イチジク栽培ということであまり日持ちするものではないため消費地から近いところでの栽培をし、今後販売などを考えられている可能性があります。
議長	特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)
議長	議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。
事務局	(事務局より専決について一括で報告) 専決1号 3条届出 2件 専決2号 4条届出 3件 専決3号 5条届出 5件 専決4号 18条通知 3件
議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。
事務局	(事務局よりその他について一括で報告) 生産緑地のあっせん願いについて 1件

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>(15:55)</p>	<p>公共転用届について 5件</p> <p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の農業委員会 (令和4年4月27日(水) 午後3時 南庁舎2階第5会議室) <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	---	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日 議事録署名者 1番委員 _____
 議事録署名者 3番委員 _____